

千葉県土採取条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

国では、法令等に基づき身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズや撮影時期が、手続きごとに異なっていた状況を踏まえ、国民負担軽減の観点から、サイズの集約化や撮影時期の統一化などの見直しを行っており（令和3年6月）、県もこれに準じた見直しを行うとの方針（以下「見直し方針」、下記参照）を示している（令和4年12月）。

そのため、千葉県土採取条例に基づき実施する土採取現場責任者試験において受験願書に添えて提出する写真及び同試験の合格証の再交付申請書に添えて提出する写真のサイズについて、この見直し方針に適合するよう、同条例施行規則の改正を行った。

【見直し方針の概要】

○ 写真サイズ

以下の4種類のいずれかに集約する。

- ① 運転免許証サイズ（2.4cm×3.0cm）
- ② 履歴書サイズ（3.0cm×4.0cm）
- ③ パスポート規格（3.5cm×4.5cmで顔中心の人物配置）
- ④ 大型サイズ（4.0cm×6.0cm）

○ 撮影時期

6カ月以内より短い期間を設定しているものは「6カ月以内」とする。

○ スケジュール

遅くとも令和6年度分から見直し後の内容で実施する。

2 改正内容

- ・ 土採取現場責任者試験に係る受験願書等に添えて提出する写真について、見直し方針により集約された4種類のサイズのうち、当条例との関連性が高く、同様の試験制度が設けられており、当見直し方針に適合済み（令和5年6月）の採石法・砂利採取法に準じて、「大型サイズ」（4.0cm×6.0cm）に変更した。

| 改正前 | 改正後 |
|-----------|-----------|
| 縦8センチメートル | 縦6センチメートル |
| 横6センチメートル | 横4センチメートル |

- ・ その他所要の規定の整備を行った。

3 施行期日

令和6年7月1日

※ただし、改正後においても、令和6年に限り、改正前のサイズの写真も使用できるものとした。